

知立市訪問型サービス(独自)サービスコード表

							R7.4～
サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
A2	訪問型サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)			1.176	1月につき
A2 2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)			39	1日につき
A2 1211	訪問型サービスⅡ		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)			2.349	1月につき
A2 2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)			77	1日につき
A2 1321	訪問型サービスⅢ		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			3.727	1月につき
A2 2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)			123	1日につき
A2 2411	訪問型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287	1回につき
A2 2511	訪問型サービス22		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2 2621	訪問型サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2 1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163	
A2 C211	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2 C220	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割りの場合	-1	1日につき
A2 C212	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2 C213	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割りの場合	-1	1日につき
A2 C214	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2 C215	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割りの場合	-1	1日につき
A2 C216	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2 C217	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2 C218	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2 C219	訪問型サービス高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2 D211	訪問型サービス業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2 D220	訪問型サービス業務継続計画未策定減算11日割					-1	1日につき
A2 D212	訪問型サービス業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2 D213	訪問型サービス業務継続計画未策定減算12日割				日割りの場合	-1	1日につき
A2 D214	訪問型サービス業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2 D215	訪問型サービス業務継続計画未策定減算13日割				日割りの場合	-1	1日につき
A2 D216	訪問型サービス業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2 D217	訪問型サービス業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2 D218	訪問型サービス業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	-2	
A2 D219	訪問型サービス業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2 6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2 6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2 6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の80以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		1月につき
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき
A2 8002	訪問型サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき
A2 4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算			100	1月につき
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算			200	
A2 6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算		
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算		
A2 6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算		